

T u t t i

岡山県合唱連盟機関紙トゥッティ104号

発行責任者：事務局長 内田 毅

事務局：岡山市中区福泊 168-7 内田方

TEL:090-4695-7826/FAX:086-274-2726

e-mail : jcaokayamaoffice@yahoo.co.jp

主な内容

2面 アンコン全国大会出場報告

3面 音楽著作権について (4)
森脇英樹氏寄稿

4面 編集後記

音楽の生きづく場所 音楽の息づく時間

～ CORO MIWO ジョイントコンサート・課題曲講習会～

合唱団こぶ 指揮者 大山敬子

子どもたちよ これはゆずり葉の木です・・・みんなおまえの手にうけとるのです
・・・いのちは伸びる 鳥のように歌い 花のように笑い その間に・・・
・・・そしたら子どもたちよ も一度ゆずり葉の木を見上げるときが来るでしょう
〈「ゆずり葉」によせるバラードから抜粋〉

70周年を記念する岡山県合唱連盟の一つの夢が、5月27日の岡山市立市民文化ホールのステージに実現しました。合唱団 MIWO、倉敷少年少女合唱団、合唱団こぶが一体となり、合同合唱が組まれました。そして、大谷研二先生の指揮、浅井道子先生のピアノで「こどもとおとなのための合唱曲集 ゆずり葉の木の下で」(信長貴富作曲)がホール会場に響きわたりました。優しい指揮、美しいピアノ、真摯な歌手が生み出していく音楽に感動の涙がこぼれました。

まさに歌詞のごとく、歌の生命がおとなから子どもへと受け継がれていき、音楽が生きづく場所、音楽が息づく時間でした。

前日26日には、岩本達明先生による全日本合唱コンクール課題曲の講習会が行われました。4曲を1時間ずつの4時間にわたるレッスンでした。ほとんど休憩されることなく、熱く指導される姿に先生の「音楽

と人への愛情」を強く感じ、また曲へのアプローチが確かになっていきました。MIWOさんの課題曲演奏、そしてジョイントコンサートのアンコール「愛は時を越えて」を振っていただき、二日間にわたる幸せな音楽の時間が幕を閉じました。

このような素晴らしい演奏会、講習会を計画、運営された県合唱連盟の皆さまのご尽力に心から感謝申し上げます。また合唱団 MIWO の大人の情熱と音楽性、倉敷少年少女合唱団の素直さと歌う力に接する機会を与えていただき大変勉強になりました。ありがとうございました。岡山県の合唱が71年目に向かって発展をしていくことを心から祈り、これからもみんなで努力していきましょう。

ゆずり葉の木が生い茂り、歌のいのちが幸せにのびていきますように・・・



アンコン全国大会に出場して

就実大学・就実短期大学グリークラブ

こんにちは。就実グリークラブです。私たちは声楽アンサンブルコンテスト全国大会へ出場させていただきました。結果、銅賞入賞をいただき、これは何よりいつも温かく活動を応援して下さる方々のおかげと、改めて感謝申し上げます。

初めての全国大会。全国大会の日が近づくにつれて県アンコンの時よりさらに深化した演奏をしなければならないという焦りに駆られ、時には仲間内でもその熱い思いから意見のぶつかり合いで苦しい時もありました。それでも前を向いて必死になり、がむしゃらに練習に励みました。全国大会当日は素晴らしい福島音楽堂の響きの空間で、自分たちの曲への想い、声、お客様や審査員の先生方にしっかりと聴いていただけたのではないかと思います。演奏しながらも感じた、曲の最後の幸せの残響は忘れられません。

全国大会の経験を活かし、これまで以上にアグレッシブに活動していきたく思います。これからもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



第11回 声楽アンサンブルコンテスト全国大会 2018
2018年3月22～25日 福島市音楽堂

アンコン全国大会「W受賞」！！

倉敷少年少女合唱団 団長・指揮者 難波夕鼓

難関の全国公募審査に「ジュニア・一般の両方で通過」と大会事務局より連絡頂いた。一昨年、当団が中学校部門に13校合同合唱団として県代表出場し、金賞受賞・本選出場した事から「全国大会ルール変更」という騒動になった為、二度と出場させて頂けないのではと心配していた事もあり、大変嬉しい知らせだった。1チームに絞り上位を目指す選択もできたが、選抜から外れる団員の気持ちを考えると、16名に絞れず、2チーム32名でW出場する道を選んだ。練習時間、前当日の練習も半分となり、十分な指導はできなかったが、一般は金賞に後一步の全国6位銀賞(県初)、ジュニアも銅賞とW上位入賞！団員の成長に改めて驚き、皆様の応援に心より感謝します。



音楽(楽器)教室の著作権使用料

森脇 英樹(岡山市民合唱団鷺羽)
(岡山県行政書士会著作権相談員)

日本音楽著作権協会(以下「JASRAC」)は、ヤマハなどのいわゆる音楽(楽器)教室に対して、2018年4月からその演奏の許諾手続きを開始し、著作権使用料を徴収すると発表しました。音楽教室はこれに反発して「音楽教育を守る会」を発足させ、反対の署名を集めるとともに、音楽教室でのレッスンにはJASRACの徴収権限はないことを確認する訴訟を2017年6月に提起しています。

◇この問題の争点は、音楽教室での演奏指導が著作権法第22条に定める演奏に該当するかどうかです。

著作権法は、第22条で「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を占有する。」と規定しています。つまり演奏権が及ぶのは、「公衆に直接聞かせるための演奏」のときということになります。また、「公衆」とは「不特定又は多数の人」を指します。

◇JASRACは次のように述べています。

- ① 過去にフィットネスクラブ、カルチャーセンター、ダンス教室、カラオケ教室などについて、関係団体との協議を経て使用料の徴収を開始してきた経緯がある。公平性の観点から楽器教室に対しても使用料を徴収するのが妥当である。
- ② 楽器教室において音楽著作物を演奏する主体は、著作権法上の規律の観点から当該楽器教室の経営者である。そして楽器教室における音楽著作物の利用は不特定の顧客(受講者)に対するものであるから、公の演奏にあたる。
- ③ 「営利を目的としていない、聴衆又は観衆から入場料ほか料金を徴収しない、出演者等に報酬が支払われない」の3要件をすべて満たしている場合は演奏権は及ばないが、営利事業である音楽教室での音楽著作物の演奏利用には演奏権が及ぶ。

◇これに対して教室側は、訴状の中で次のように主張しています。

- ① 「公衆」に対する演奏ではない。

音楽教室における演奏は、教師と生徒が教育目的で結合された特定かつ少数の者の間の演奏であり、1対1の個人レッスンや講師1名と3～5名程度の生徒で行われるレッスンにおける演奏が「公衆」に対する演奏であるとは考えられない。

- ② 「聞かせることを目的とした」演奏ではない。

音楽著作物の価値は、人に感動を与えるところにあるが、音楽教室での教師の演奏、生徒の演奏いずれも音楽を通じて聞き手に官能的な感動を与えることを目的とする演奏ではなく、「聞かせることを目的」とは

していない。

- ③ 著作権法の立法目的(第1条)にもそぐわない。

教育のための著作物の利用は、第1条の「文化的所産の公正な利用」に含まれるところであり、社会教育における音楽教育は、「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的を実現するものであり、このような著作権法の目的に背を向けるような第22条の解釈は許されない。

要は、生徒は一回1名とか少人数であり、教室では教師が手本を見せながら演奏を練習・指導しているのであって演奏権の対象とはならない、許可は不要である、というものです。

◇それでは音楽(楽器)教室での演奏は、「公衆に直接聞かせる」ための演奏、つまり不特定又は多数の人に対する演奏といえるのでしょうか。

たとえ一度ずつは少人数・特定の生徒でも受講料を支払えば誰でも入会できるようですし、その人たちが入れ替わり教室に来るわけですから、全体で見れば不特定又は多数で「公衆」といえるようにも思われます。JASRACはこの観点から受講生・生徒が公衆であると主張しています。

裁判所は過去にカラオケ店でのカラオケ曲の再生、社交ダンス教室でBGMを流す行為を公衆に聞かせるための演奏と判断したことがありました。

◇ただ音楽教室での指導というのは、教師(講師)が生徒に弾かせたり、歌わせたりを繰り返し、時には見本として演奏してみせるというのが多くのやり方ではないでしょうか。そのような生徒への演奏指導あるいは生徒の練習のための演奏が「公衆に聞かせるための演奏＝公の演奏」というには少々無理があるように私は思うのですが、いかがでしょうか。裁判所はどのような判断を下すのでしょうか。

<参考文献>

○楽器教室における演奏等の管理開始について
(2017年2月27日 JASRAC 発表文書)

○「音楽教育を守る会」による訴状(2017年6月20日)から

※一年前に原稿をいただいていたのですが掲載する機会がありませんでした。この度原稿に見直しをしていただき、掲載することが出来ました。ご迷惑をおかけしました。

(事務局長 内田 毅)

【編集後記】

M I W O演奏会が終わりました

先日27日に合唱団MIWOと倉敷少年少女合唱団、合唱団こぶとのジョイントコンサートが終わりました。期待通りの素晴らしい演奏会で、聴いていただいた方はどなたも満足されてお帰りいただけたと思っています。MIWOは2度目の来岡で、最初はシンフォニーホール開館の年に岡山で開催した第44回全国大会でした。その翌年から金賞を5年連続で獲得され、コンクールを卒業されていますね。MIWOを呼ぶことになるきっかけは、鷺羽の練習で某谷村氏がMIWOの「青少年のためのコンサート」を聞いてきたよ、と声を掛けてくれたことでした。彼はMIWOの代表、佐々氏の大学の先輩ということで、岡山に来ていただけるかどうかの打診をお願いし、話を進めていくことになりました。この演奏会は当初倉敷市芸文館を会場として考えていました。しかし、芸文館がこの時期は改修工事で使えないということになり、あちこちをさまよって市民文化ホールにたどり着いたのです。会場を抽選でなく押さえるために、岡山市の後援をいただきました。こちらは某谷村氏に走ってもらいました。私もこのようなコンサートのお世話は初めてでしたので、また70周年と重なっていることもあり、バタバタと準備をしましたがプログラムが間に合っていました。

さて、演奏会は大山先生にも書いていただいているように素晴らしかった。(演奏は、といった方が良いでしょうか。)

しかし、聴いていただいた方はたったの186人。倉敷少年少女とこぶが会場で聴いてくれましたがそれでも250人程でした。連盟内の団体の定期演奏会がぶつかっていたり、定期前の練習があったりと色々事情はあるのでしょうか・・・。

ところで、MIWOの演奏会チケットは精算していただきましたでしょうか。Chorfestの6月16日までに必ず精算してください。売れ残ったチケットは返していただきますので、演奏会が終わったからと捨てないようにしてください。このままでは大赤字間違いなしですのでご協力よろしくお願いします。



<打ち上げでの大谷研二氏(中央左)>

そしていよいよ記念演奏会です

さてさて、いよいよ創立70周年記念演奏会が間近に迫ってきました。ジュニアから一般・おかあさんまでが7つの部門に分かれて7ステージの合同合唱を行います。高等学校合同では連盟未加盟の高校にも呼び掛けられ、230人の大合唱を聞かせるようです。ジュニアには小学校部門でコンクール出場を期待できる小学生も参加します。

一般・おかあさん部門は女声合唱、男声合唱、混声合唱を演奏します。四月から清水先生のレッスンが始まりました。先生のご都合で遅くなりましたが短期集中で良かったかなとも考えます。こうして3人の先生方に5ステージをお願いすることになるわけですが、それぞれに魅力ある指導をしていただき、また細かなニュアンスまで要求していただけることを幸に思わなければなりません。



<汗びっしょりでジュニアを指導される清水先生>

私たちの合唱技術を認めていただいたからこそその指摘なのです。記念合唱団も昨年9月から月2回のペースで練習を重ねてきました。20回近く練習を一緒にやっていると段々と気もあってきてこのままこの合唱団が続けばいいね！なんてことを思うようになります。本番が終わるとしばらくは“〇〇ロス”という状態になるのかな？

また先生を呼んで何かイベントを考えますかね。

あと2週間、体調を崩さないよう気を付けて頑張りましょう！！

私もプログラム作りに精を出します。

(事務局長 内田 毅)

<混声合唱指導の清水先生>

